

(五)

讓渡六郎次郎定直乳井福王寺別當職事

合

(五)

右所讓渡定直寺田肆町肆段并山

野内仁後家分田屋敷并兵部殿供

僧田屋敷等讓狀在之於被讓外下

(五) (五)

人資財等者可進退定直至寺役者

任先例可致沙汰之狀如件

弘安七年甲申十月晦日

沙弥幸秀

花押